

## 会議録

令和7年第4回更別村議会定例会

第2日（令和7年12月15日）

### ◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 教育行政報告
- 第 3 議案第80号 更別村福祉ホーム設置条例制定の件
- 第 4 議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例制定の件
- 第 5 村政に関する一般質問
- 第 6 議員の派遣の件
- 第 7 閉会中の所管事務調査の件

### ◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

### ◎欠席議員（0名）

### ◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	酒井智寛	診療所事務長	岡田昌展
教育委員会 教育次長	伊東秀行	学校給食 センター所長	小林浩二
農業委員会 事務局長	川上祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴  
書記 尾花圭市

書記 村田弘治

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。  
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において4番、尾立さん、5番、小谷さんを指名いたします。

◎日程第2 教育行政報告

- 議 長 日程第2、教育行政報告を行います。  
教育行政報告は、文書で配布されております。  
なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。  
宝輪教育長。

○教育長 先日の教育行政報告についてでございますが、中学校野球部の全道大会の報告が漏れておりましたこと、大変申し訳ありませんでした。改めて本日追加する形で紙面にて報告をさせていただいております。

なお、教育行政報告に載せる大会結果につきましては、学校教育または社会教育で小中学生に助成金を出し、大会派遣をした主なものについて掲載する。また、高校生については、地元の更別農業高校から報告のあった全道、全国大会の結果について掲載するという決めにしております。今後課内で十分確認をし、漏れのないように今後報告をさせていただきます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

- 議 長 これで教育長からの教育行政報告を終わります。  
これから教育行政報告に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

7番、高木さん。

○7番高木議員 教育行政報告ということで、先日の報告の結果ということで頂きました。ちょっとこれに関連はしないのですが、先日の定例会の初日の行政報告、さらに村長からのご挨拶の中でも学校関係の小学校の情報のデータ漏れという部分の報告が一切なかったなど。新聞報道等あった中で、多分詳細等まだちょっとつかめていないのかなというところはありますが、今の現状でどういう状況なのか、最低限やっぱり報告をいただきましたかというふうに思いまして、今回たまたま行政報告の追加の部分で報告がありましたので、一言、何か今の状況等を含めてもしお答えできる部分があればお伝えいただきたい。そして、さらに細部が分かり次第、臨時会、さらに3月の定例会等でご報告をいただ

きたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 すみません、議員さんに議会のほうで報告をしておりますでしたが、今現在調査をはかっているところでございますが、中間での説明をさせていただければと思っております。先般、学校行事の写真を取り扱っております業者に不正アクセスがあり、不正アクセスにより個人情報の漏えいのおそれがあるということで報告が、こちらは北海道教育委員会の調査の中でありまして、こちら更別村の中でも該当する小学校、中学校等ないか調査したところ、更別小学校につきましては行事の写真をその業者、インターネットを介して販売をする業者を利用していることが分かりました。現在のところ情報の漏えいの有無に関しましては今のところ確認は取れてはおりませんが、今後調査をし、そういうことのないようにしていきたいと考えております。また、その業者、不正アクセスを受けた業者と直接更別小学校が契約していたわけではなく、帯広市の写真業者に更別小学校さんが依頼をしております、その帯広の業者が本州にあります写真の取扱いを行う業者を利用していたということで報告を受けております。

今後についても、どのように対応をしていくかという部分についても今検討をしている最中でございます。改めて決まり次第、議会等で報告をさせていただければと思いますので、ご理解よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 ということは、これは前回漏えいの関係で出た報道と同じと、今回の報道も同じということでよろしいですか。違う状況なのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 前回漏えいのありました部分に関しましては、小学校の卒業アルバムの作成のときに情報の漏えいの疑いがあるということでした。今回のものにつきましては別のものです、別の業者という形になっておりますので、報告をさせていただきます。

以上です。

○議長 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 前回もあって、今回もそういうような状況があって、その辺はやっぱりしっかりともう少し丁寧に対応していただかないと、何回もこんなことが続くようではちょっと困りますので、ちゃんとした業者、金額の問題、予算の問題等もたくさんあるとは思いますが、ちゃんとした信頼できる業者を活用するというのも検討してもらわないと、これが今後また続いていくと、今でさえただでさえインターネットの関係でいろいろな会社も相当被害を受けているような状況の中で行われていますので、今後もしろいろと個人情報を使ってお願いする部分については慎重に対応のほうをお願いしたいなというふうに思います。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 ご意見というか、こちらとしても業者の選定等につきましても各学校等に調整をさせていただいて、選定については慎重に行うように指導等をさせていただければと思います。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第80号

○議 長 日程第3、議案第80号 更別村福祉ホーム設置条例制定の件を議題といたします。

本案について委員長に審査報告を求めます。

荻原総務厚生常任委員長。

○荻原総務厚生常任委員長 第4回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、12月11日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第80号 更別村福祉ホーム設置条例制定の件は、障害を持つ方の親亡き後を見据え、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、自立や地域移行を進める拠点として、現に同居を求めている障害者等に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設として設置するため、この条例を制定しようとするものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第80号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決です。これから議案第80号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第80号に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第80号は可決されました。

◎日程第4 議案第81号

○議 長 日程第4、議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

本案について委員長に審査報告を求めます。

荻原総務厚生常任委員長。

○荻原総務厚生常任委員長 第4回定例会において総務厚生常任委員会に付託されました議案について、12月11日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第81号 更別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てる家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、児童福祉法において市町村による認可事業として位置づけられ、その設備及び運営について内閣府令で定められている基準に基づき条例を制定する必要があることから、この条例を制定しようとするものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査の報告といたします。

○議 長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。  
委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
議案第81号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
委員長報告は可決です。これから議案第81号に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
お諮りいたします。議案第81号に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第81号は可決されました。

◎日程第5 村政に関する一般質問

○議 長 日程第5、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 では、議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、簡易水道事業及び公共下水道事業の現状と展望について一般質問いたします。

簡易水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業については、それぞれ経営戦略が策定されております。既にその経営戦略を策定する時点で収益的収支の黒字が見通せず、一般会計からの補填によって事業の一部が支えられているという状況になっております。本来一般的には収益的事业で黒字を出して、それを資本的収支の赤字に、つまり管路ないし設備の保守のために使うということが想定されているわけですが、当然本村のような小さい自治体で事業の効率が悪いところではそういうわけにはなかなかいかないということは経営戦略を策定した時点である程度見通せていたことであります。

そこで、まず現在の経営状況についてお尋ねいたします。事業の全体的な歴史的な経緯と現状に加えて、特に次の各点についてできる限り明確な数値によってご答弁いただければと思います。まず、1番目、簡易水道の用途ごとの契約件数、有収水量、有収水量って水道料金をいただいている分量です。そして、使用料の収入。2番目として、公共下水道事業について施設形態が3つあります。簡単に言えば更別地区の下水道と上更別地区と、それから農村地区の個別排水ですけれども、それぞれ契約の件数、そして処理水量、そして料金の収益。3番目に、以上2点について経営戦略を策定した時期での予測と現状と一致しているか、どの程度乖離があるかということ。そして、今後の需要の見通し、有収水量ないし処理水量の見通し。そして、最大の問題ですが、現在の料金を据え置いた場合、一般会計からの補填額が今後どのように推移することになるかという見通し。そして、最後に、今度は資本的収支のほうに関係しますが、現在のペースで施設や管路の修繕、更新を続けた場合に将来いわゆる老朽化、高経年化がどのように進むというふうに見通されているかということです。

以上は現状の見通しですが、そうすると当然料金の問題というのが出てまいります。こういう現状を踏まえて、次の点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。今後、上下水道と簡単に申し上げます。その料金を据え置くということは財政の点で、そして施設の健全性の維持、そして現在と将来の世代の負担の均衡という点から適切であるとお考えでしょうか。そして、料金改定について検討が必要となる時期について見通しはありますでしょうか。また、仮に料金改定をする場合はどのような考え方、原則に基づいて新料金の設定について考えるか。

以上の点についてお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんの簡易水道及び公共下水道事業の現状と展望についてのご質問

にお答えを申し上げます。

日々の生活や経済活動において欠かせない社会基盤である水道及び下水道につきましては、私たちの健康や衛生面などにおいてもそれぞれ重要な役割を担っております。しかしながら、近年では人口減少などによる収入減や物価上昇などにより増大する維持管理費などに加え、施設の老朽化を原因とする事故や自然災害への対応につきましても必要とされており、上下水道等事業を取り巻く環境は厳しく、とりわけ経営が小規模な事業体にとっては一層困難な状況となっております。本村における上下水道等事業につきましては、平成30年度より地方公営企業法の財務規定を適用する公営企業会計へ移行しており、それにより必要な経費に対しては水道料金または下水道等使用料による収入を主な財源としておりますが、その他地方公営企業法や国からの通知に基づく一般会計からの繰入金により運営しているところであります。

ご質問の1点目についてであります。簡易水道事業の用途としましては、家事用、業務用、営農用、酪農用がありますが、各用途別における令和6年度末現在の件数と令和6年度の有収水量及び水道料金についてお答えをいたします。なお、水道料金につきましては、令和6年4月から令和7年3月分までの調定額となります。家事用の件数は1,084件、有収水量は15万5,682立方メートル、料金は3,011万7,488円であります。業務用の件数は138件、有収水量は4万7,205立方メートル、料金は1,152万56円です。営農用の件数は145件、有収水量は5万9,256立方メートル、料金は1,152万6,680円であります。酪農用の件数は66件、有収水量は18万5,829立方メートル、料金は3,161万7,160円となっております。

次に、下水道等事業の各事業における令和6年度末現在の件数と令和6年度の処理水量及び使用料であります。使用料につきましては、簡易水道事業と同様に4月から3月までの調定額となっております。公共下水道事業の件数は928件、処理水量は17万478立方メートル、使用料は3,246万6,832円であります。次に、農業集落排水事業の件数は45件、処理水量は7,278立方メートル、使用料は145万6,176円であります。続いて、個別排水処理事業の件数は262件、処理水量は16万1,673立方メートル、使用料は1,625万2,700円となっております。

次に、各事業における令和6年度の実績と中長期的な経営の基本計画であります経営戦略の予測値との比較についてであります。有収水量、処理水量では、公共下水道事業はマイナス2.0%と実績水量が予測を下回りましたが、農業集落排水事業ではプラス6.0%と予測を上回る結果となりました。なお、簡易水道事業は、マイナス0.1%とほぼ予想どおりの実績水量となっております。また、料金等につきましては、公共下水道事業はプラス1.4%、農業集落排水事業はプラス1.7%、個別排水処理事業はプラス3.0%といずれも予測を上回っており、簡易水道事業におきましても、マイナスでしたが、0.1%未満、額にして7万4,552円であることから、おおむね想定内であると評価しているところであります。しかし、過去5年間の推移では、個別排水処理事業につきましては住宅の建築に伴う設置基数の増により使用料の増加が見られますが、その他の事業につきましては人口や農家戸数、事業所

数の減少に加え、節水意識の高まりなどから有収水量、処理量とともに緩やかな減少が見られており、それに伴い、料金等も減少しております。この減少傾向につきましては、各事業における経営戦略でも見込んでいたところではあります。以降においても同程度のペースによる減少が継続するものと予想されるところであります。加えて、今後実施していく施設の更新など人件費や資材費の上昇などにより事業費につきましては増加が推測されるところであります。

これらの状況から、料金等の額を据え置いた場合は一般会計からの繰入額にも影響するものと考えられます。なお、一般会計繰入金につきましては、総務省からの通知に基づく基準繰入れ分のほか、不足する財源補填を目的とする基準外繰入れ分とに区別されますが、本村のような人口密度の低い地域にて効率的な経営を行っても料金等の収入のみをもって運営していくことが困難な場合、財源の補填を目的とする基準外繰入れ分につきましては、地方公営企業法に基づき、繰り入れできるものとされているところであります。

次に、施設における老朽化の程度についてであります。水道事業につきましては、昭和49年の供用開始より50年以上が経過しました。給水区域では更別村全域と幕別町の一部を加えた範囲であり、中札内村との共同施設である南札内浄水場からの水系と十勝中部広域水道企業団からの受水による2系統により水道水を供給しております。施設の大部分を占めます水道管の法定耐用年数は40年となっておりますが、実耐用年数は材質等により60年から80年と国により例示されております。本村におきましては、現状実耐用年数を超過している水道管はありませんが、今後10年以内で布設より60年、30年以内で布設より80年を経過する管が発生する状況となっております。また、南札内浄水場につきましては、建築から50年以上が経過していることから今後改築等を想定しておりますが、これらの施設につきましては道営農用水事業による実施や企業債などの財源を活用しつつ計画的に実施していくこととしております。

次に、下水道等事業についてであります。公共下水道事業の供用開始は平成13年、農業集落排水事業は供用開始が平成15年であることから、管路につきましては今後30年以上の使用が可能であると見込んでおります。しかし、減価償却累計額で算出すると資産老朽化率は下水道事業、農業集落排水事業とも機械及び装置では70%を超えていることから、劣化診断等による評価に基づき、的確な更新を行っていくことが必要となっております。なお、個別排水処理事業につきましては、平成14年より合併処理浄化槽を設置してきたところではありますが、適切なメンテナンスを実施した場合においては今後50年以上の使用が可能であると想定できることから、更新までには相応の時間があるものと考えております。

続きまして、ご質問の2点目であります。今後の料金等につきましては、将来的に収入の減少や施設の更新が見込まれる中では、持続的かつ安定的な事業の運営や現状における財政状況などあらゆる観点から鑑みても上下水道事業とも料金等の改定は必要であると考えているところであります。料金等改定につきましてはの検討時期と状況ですが、改定を実施するか否かについてはこれまでもその都度検討してまいりました。毎年度の決算状況や

各事業における先々の経営見通しに加え、近年では新型コロナによる影響や物価高騰、燃油上昇などの社会情勢、経済状況等を踏まえ、総合的に判断をしてきたところであります。今後につきましても、下水道等事業の運営に加え、社会、経済などの実勢を考慮し、改定する額や実施の時期につきまして適宜判断してまいりたいと考えております。また、改定の額につきましては、今後の需要予測と中長期的な経営計画に基づき、適正な営業費用にプラスして健全運営のための資産維持費を含む資本費用を基に算出した額とすることを原則としますが、それに加え、十勝管内における料金等の水準についても考慮するほか、家計や経営に与える影響が可能な限り緩和されるよう、急激な上昇幅とならないように数年をかけて段階的な改定が望ましいものであると考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 斎藤さん。

○3番斎藤議員 大変詳細で率直なご答弁ありがとうございました。水道事業に関しては、2つの水源を確保するというのはなかなか経費のかかることですが、やはり必要なことであると思いますし、その他の点では経費の節減に努めていると、経費節減という点ではこれ以上値切ることとはそれほどないと。最大限の努力をして、幸い人口の減少等もそれほど急速ではないので、経営戦略の策定時のほぼ見込みどおりに推移しているということ、理解いたしました。

そして、本村の状況では、いわゆる基準外繰入れ、簡単に言えば一般会計からの補助というものも認められているし、必要な範囲で行っているということで、料金について本当は恐らく理事者側が値上げしたいと言って、議員がそれに難色を示すというのが普通で、議員のほうから言うというのは何かおかしな話ですが、やはり必要なものは必要なので、あえて質問させていただいております。まだ今すぐということではないけれども、いずれ必要であるという認識をお持ちであるということと理解いたしました。

特に2回目の質問としては、簡易水道、簡単に言えば上水道ですが、と下水道に分けると下水道のほうの赤字が大きい、あるいは収益率が低いということが特に大きな問題ではないかと思われまます。下水道にはいろんな形態がありますけれども、実は一番収益率が悪いのは農村部の個別排水、1個1個の浄化槽、私自身も使っておりますが、かなりの金額ですが、実際にかかっている経費を調べてみて大変驚きました。

例えば公共下水道、これで汚水の処理原価と、それから料金の1立方メートル当たりというのが毎年決算で出て、今年も出ております。今年、つまり昨年度の決算では、管路にカメラを入れるというような検査があったので、大変経費が大きくなっていますので、1つ前の一昨年の決算数字を見ると1立方メートル当たり汚水処理原価、つまり費用のほうがかかっているけれども、料金は172円であるというので、ほとんど2倍近いです。特別なことがないとしてもそれだけ経費がかかっているというので、これを維持するというので非常に大きなかなりの金額が一般会計から、いわゆる補助として、基準外繰入れとして入っているという状況です。もちろん村の財政全体からしてそれは可能であるから今

そうになっているわけですが、そしてまた下水道については設置当初に下水道を早く普及させるために料金を低めに設定したという経緯もあったというようなことも聞いております。しかし、そのような政策はもはや使命を終えたと言えます。そして、今となっては将来にわたって事業を維持して、一般会計に過重な負担をかけないということが重要ではないかと思えます。今すぐ料金改定というわけでもなく、特に下水道と個別排水処理の経営状況をもっと積極的に広報して、処理費用が料金を大きく上回っていると、だからその分だけ一般会計から持ち出しているということを村民に認識してもらう必要があるのではないかとこのように考えます。

そこで、お伺いしたいのは、低料金を維持するというのは、今ある料金を値上げするというのは何といても不人気です。選挙のある首長としてはどうしても値上げに消極的になります。しかし単に料金を維持しているからそれでいいのかということ、それは目に見えない形でお金をあるところから別のところに移動していることになるという点に対してどういうふうに認識されているかということをお伺いしたいと思います。お金を移動するというのは、まず一般会計から繰り入れているということは、ほかのことにももしかしたら使うことができる資金を低料金を維持するために例えば下水道の会計に移し変えているということです。一般会計といっても潤沢な予算が余っているわけではなくて、村民の要望があっても予算の制約で実施できていない事業というのはあるわけです。そうすると、それらの事業よりも水道、とりわけ下水道の料金を低く維持することが本当に優先度が高いかということには常に考えねばならないと思えます。これは一つの年度の中での予算の使い方ということになります。もう一つの問題は現在と将来の村民の間の問題です。今低料金を維持して、いけるところまで頑張って、数年後か10年後に値上げするということになる、それは結果的には現在の私たちが払うべき水道料金を将来の村民に負担させているということになるわけです。時を超えた負担の付け替え、資金の移動ということになります。

こういう2つの問題が実は低料金を維持して頑張りますということの背後には見えないけれども、あるわけです。誰も高い料金を払いたくないし、値上げしたら本当に困る方もおられます。しかし、この2つの問題、ほかの予算をここに回しているということと現在の負担を未来に先送りしているのではないかと、そうすると値上げしないということは値上げするというのと同じくらいどこかに負担を生じさせる決断であると、毎年がそういう意味では決断であるというふうに言えるわけです。なので、値上げしなければそれが善政であるという簡単なものではないわけです。この点についてのお考えを改めて伺いたいと思えます。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんの料金等の改定等につきまして、先ほどの1回目の回答にも申し上げさせてもらいましたが、このままの状態であるということについてはやっぱり課題もあるなというようなことはお話ししたとおりであります。ただ、料金をいつ上げるのかということについては、物価上昇とかいろんなものを鑑みながらやっていかなければい

けない。ほかにも耐震化とか老朽化というのはいっぱいあるのですけれども、小さな事業所でありますので、管路1キロメートル当たり例えば都市と比較して期待できる料金収入が低いのは当然のことなのです。だから、会計規模が小さいことによって固定費の占める割合が高くなって、利益を上げることが大変難しい。これは、議員さんも理解されていると思います。道内の町村では、経費回収率が100%を割る事業体が9割なのです。ほとんどやっぱり黒字化されていないというような状況があります。ましてや町村規模においては、健全な経営を行うことは大変厳しい状況となるということなのです。

私これ見て気がついたのですけれども、例えば酪農家がお支払いしてもらっている金額というのはほかのもの比べて、66件と契約件数は少ないのですけれども、4.6%なのですけれども、全体の水道料金は37.3%を占めているのです。だから、村は酪農家に対して支援をするということが間接的に簡易水道会計により影響を与える。料金上げていくということもそうですけれども、どういうふうにして水道料金とか、今回も物価の高騰の部分で幾つかの自治体は水道料金の基本料金を、基本料金って少ないのですけれども、長期にわたって支援をするというような方法も、我々まだ検討中ですけれども、というようなこともありますし、先生お話ししたように、やっぱり認識としては、斎藤議員さん全部見たと思うのですけれども、戦略の全ての細かい数字が見事に赤字ですよ。だから、そういう認識は我々もきちんと持っていかなければいけないですし、もちろん担当部署もしっかり持つ。ただし、それをやみくもに上げていくということについては、やっぱりこれ慎重にならざるを得ない、インフラですので。だから、その辺は回答でちょっと曖昧になって申し訳ないのですけれども、考えていないわけではなくて、いかにして支援も含めながら、ほかの補助というのですか、いろんな酪農家あるいは一般家庭に対する、あるいは事業所に対する支援も含めながら水道料金体系についても考えていくと。

もう一つ大事なことは、急激に上げると、今国保がそうして緩和措置を取ってありますけれども、急激に上げると生活自体がもっともっと苦しくなりますので、そういう点ではもし上げるといふふうに判断をした場合についても経済的な過度の負担にならないように、村民の方の、あるいは酪農家あるいは農家の方の負担にならないようにそこは考えていくべきだと思いますし、それをきちんとしていくのが水道事業としての一つの重要な視点であると思いますし、一般会計から本当に基準外繰入れということで、そういうのでしているわけですけれども、将来的にそういう負の部分の遺産として残していくというのは、これはよくないことでありますので、議員さんおっしゃったようにしっかりと検討して、しかるべきときにしかるべき手だてをきちんと打つということをやっていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 踏み込んだ答弁ありがとうございます。実は、簡易水道で酪農用の使用が非常に多いということはこれ3回目です。今質問しようと準備していたのですが、先回りし

てある程度踏み込んでご答弁いただきました。今村長の2回目の答弁でありましたように、簡易水道の料金収入の37%が、契約件数で66件とありますが、酪農家は31件しかありません。そして、井戸水を使っている酪農家もありますので、多分二十数件が、1件の酪農家が契約を2つ以上持っているというようなことがあるということのようです。酪農用は、少しだけですけども、安くなっています。水量としては全体の4割以上、そして料金で全体の37.3%、金額で言うと3,160万円ほどになりますけれども、払って、言わばそれが水道事業を支えている。というのは、設備とか、そういうものは固定されていますので、水道の使用量が3割減ったからといって、かかる経費はほとんど減らないという現状がある以上、もし仮に酪農家が減っていく、あるいはどんどん井戸を掘って水道を使わなくなるというようなことがあると水道事業の赤字が非常に大きくなると。こういうふうに、私もこの問題をいろいろ調べて話を聞いているうちにそのことに気がついて、大変驚きました。やはりこういう小さい村では全てが繋がっていると。

ちょっと話がそれますけれども、ヘミングウェイの「誰がために鐘は鳴る」という小説に引用された詩を思い出しました。要するに葬式の鐘が鳴っているときにそれが誰だ、誰だなんて言うてはいけなと。誰が亡くなっても、それはあなた自身の一部がなくなったことなのだ。だから、あなたのために鐘は鳴っているのだと。この村では、人が1人減っても、事業所が1つ閉じても、ましてやたくさん水を使う酪農家が1件経営形態を変えても、それが例えば水道料金に影響する。多分ほかのことにも影響すると。まさにこういう小さい村であるからこそそういう点があって、だからこそ人口の維持とか事業所の維持とかいうことが非常に大事なのだと。なかなかそれは、そういっても、分かっているもなかなかうまくはいかないわけですけども。だから、水道事業の維持のためには水道料金をどういうふうにするかとか、あるいは水道事業の経費をどうするというだけではなく、例えば酪農家への別の形の支援ということも結局は水道事業の維持のためになる。これを聞こうと思っておりましたが、村長が既にそういう認識をされているということはお答弁いただきました。

こういうことで、簡易水道事業も下水道事業もそれぞれ非常に施設には余裕があります。ですから、酪農であっても個人であっても、あるいは企業であっても事業所であっても、使用量が増える、あるいは減らさないという施策が水道事業の内部でなくても望まれることとなります。もちろんそのことは重々承知の上で村政を運営されていると思いますが、この点について、それでは改めてになります、ご答弁いただければと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 先ほど先にお答えというか、答弁して大変申し訳ありませんでした。私も非常に気になっていて、恥ずかしい話ですけども、経営戦略全部読みました。斎藤議員さんはもちろん目通したのだと思いますけれども、やっぱり一番気になったのは、課長のほうで出してもらいましたけれども、いろんな資料が膨大な資料があって、数字が特に多いのですけれども、それ見るとどのぐらいの繰入れとかなっているかとか、推移し

て先々のことまで出しているのですけれども、このときに令和何年かのときに、何年か先にそういうことがくるよ。ただ、道営の営農用水事業とか、交付税措置が使える企業債、こういうものを、やっぱり財政上有利なものを使ってどんどんやっていくということで、計画もありますし、いろんなビジョンも策定していますので、それが絵に描いた餅にならないように、特に今のヘミングウェイの「誰がために鐘は鳴る」の大変文学的な表現でありますけれども、中身としては先生、今憲さんおっしゃったようにそういう意味があるのだというふうに思いますから、小さな村でありますけれども、やっぱりインフラは命に関わりますから、しっかりと、あるいは事業継承というか、農業の基盤にもなりますので、その辺については先ほどお答えした以上にきちんと、上げるという視点も大事ですけれども、どういうふうな支援をしていくかというのもやっぱり大事ですので、そこが回り回って水道料金を維持していくというか、低額にしていくというところにつながっていくと思いますので、そのところ、まだ勉強足りませんが、しっかり担当部署と検討しながらやっていきたいというふうに思います。

以上であります。

○3番斎藤議員 どうもありがとうございました。村長並びに担当の建設水道課長に御礼申し上げます。

これで一般質問終わります。

○議 長 次、2番、安村さん。

○2番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、質問させていただきます。

固定資産税評価額算定に当たっての判断基準について問いたいというふうに思います。地方自治体の自主財源として重要である固定資産税、土地、家屋、償却資産は、固定資産評価額の算定により固定資産税の課税額が決められ、これにより納税義務者は納税義務を負います。また、固定資産税の評価額は3年ごとに評価替えも行われていますが、一般的な売買では不動産鑑定評価を不動産鑑定士が行い、売買価格が決められることもあります。家屋評価は、総務省の定める固定資産評価基準に基づいて計算し、そこから経年劣化により減額する方法を用い、村が決定しています。問題は、経年劣化の見方により金額が大きく変わることになりはしないか。経過年数による減点補正率適用を本則としているため、主に売買で用いられている不動産鑑定評価額と固定資産税評価額が乖離している実例が散見され、報道等で問題提起されているところであります。

家屋の課税における3要件として、土地への定着性、外気分断性、用途性があり、本村での農業者の経営離脱による施設、建物の劣化、未使用による固定資産税評価の用途性が課題となります。過去タワーサイロの課税について見解を求めた経緯もありましたが、いま一度本村の特性に基づいた固定資産評価での事務手続における整理が必要ではないかと考えていますので、以下主要事項について固定資産評価基準算定手法並びに決定に至る経緯についての見解を求めたいというふうに思います。

家屋の固定資産評価は、再建築費に基づく算定が原則となると思いますが、評価替えに

において経年劣化補正による算定基準の相当性をどのように求めているのか。

次に、ここ数年増加傾向にある空き家、中古住宅販売実態を含め、中古住宅を購入した場合の固定資産税の評価額はどのように決定しているのか。

次に、土地の公的な評価は地価公示と地価調査の年2回評価、公表されていますが、中でも農地の評価基準についての算定基準はどのようになっているのか。

次に、農業者の経営中止により経年劣化、いわゆる耐用年数を超えたサイロ、牛舎等、堆肥舎などの評価算定基準についての実情について説明を求めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの固定資産税評価額算定に当たっての判断基準についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、固定資産税の概要についてご説明申し上げます。固定資産税は、土地、家屋、償却資産の3区分となっており、それらを所有する方々に対し課税をしますが、所有する固定資産の評価額から課税標準額を算定し、その合計額に標準税率1.4%を乗じて税額を算出しております。また、令和6年度決算において税の収入額を説明申し上げますと、税の合計が6億4,691万6,023円であり、うち固定資産税は3億3,487万9,800円となっております。約54%を超える貴重な財源となっております。また、その内訳ですが、土地は納税義務者数延べ910件の課税標準額20億7,872万1,676円に対し、税額は2,910万2,100円であります。家屋は納税義務者数延べ1,062件の課税標準額94億339万8,406円に対し、税額は1億3,164万7,600円、償却資産は納税義務者数延べ292件の課税標準額124億2,286万3,243円に対し、税額は1億7,392万300円となっております。税収入の推移ですが、過去3年間は横ばい傾向であり、収納率は例年99.9%を超える高い数値を確保しております。村民の皆様の高い納税意識に感謝をしております。

次に、固定資産税評価額算定の判断基準についてであります。土地は、総務省の定める固定資産評価基準により算定しており、地目ごとに評価方法は異なりますが、例えば市街地の宅地は、不動産鑑定士への委託により地価公示法に基づく国土交通省土地鑑定委員会が公表した地価公示価格及び国土利用計画法に基づき都道府県知事が毎年7月1日時点の基準地を判定、公表している地価調査結果を参照の上、主要な街路の路線価を付設し、隣接する宅地の評価額を算出しております。続いて、家屋は、土地同様に総務省の定める固定資産評価基準により、家屋の再建築価格を基準とする方法で算出しており、安村議員さんのご質問のとおり、経年年数に応ずる減点補正率を乗じて算出しております。3番目、償却資産は、個人、法人を問わず、事業者が1月1日現在に所有する土地及び家屋以外の事業用に供することができる資産となりますが、その減価償却額、または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金、または必要な経費に算入されるものについて毎年1月31日までに申告を受け、申告をされた取得価格を基礎とし、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価をしております。また、評価替えですが、

土地と家屋について3年ごとに価格を見直す制度でありまして、その中で経過年数に応じた減点補正率を乗ずるなど、基本的には価額が下がるか据え置かれることになっております。

ご質問にあります4点であります。まず、1点目、評価替えにおける経年減点補正による算定基準の相当性ですが、さきに申し上げましたとおり、総務省の定める固定資産評価基準に基づき、再建築価格に経年減点補正率を乗じた算定としており、全国統一の基準に基づく公平かつ適正な評価であると考えております。

次に、2点目、中古住宅購入の場合の固定資産税の評価額の決定方法ですが、基本的には売却される前に所有していた方の課税額算定の内容を引き継ぎ、再建築価格に経年減点補正率を乗じて評価しております。

3点目、農地評価の算定基準であります。一般農地も固定資産評価基準に基づき、状況が類似する地域ごとに標準地を選定し、その地点ごとの実績を踏まえた適正な評価と、さらに評価基準年度ごとに北海道より示される基準地価格の推移や近隣市町村の動向の確認を行うなど、適切な評価に努めております。

4点目、農業者の経営中止により経年劣化した耐用年数を超えたサイロ、牛舎施設、堆肥舎などの評価算定基準の実情ですが、まずサイロは平成6年度より、使用不可能な状態にあるもの及び使用可能な状況にはあるが、使用していないものについて所有者から申告をもって遊休サイロとして課税対象から除外しております。遊休サイロは、用途性という点で他の用途に容易に変更できず、本来の用途以外に使用されることはないという考えから、特段の取扱いとしてきたところであります。牛舎施設や堆肥舎は、物件ごとに家屋なのか、償却資産なのかは異なりますが、償却資産の場合は土地や家屋への課税と異なり、廃用された場合は課税対象外となります。また、資産を貸し出している場合など課税される場合もありますが、個人を特定される心配もありますので、個別の回答は差し控えさせていただきます。家屋は、安村議員のご指摘のとおり、土地への定着性、外気分断性、用途性が課税の3要件になっております。この3要件を満たす家屋は課税対象となります。農業経営を中止されていても家屋は課税の対象となります。課題とされた用途性ですが、建造物が家屋本来の目的、居住、作業、貯蔵等を有し、その目的とする用途の利用空間が形成されていることとされており、たとえ農業経営を行っていない場合でも牛舎施設であれば作業や貯蔵等の用途に供し得る利用空間であれば所有者の資産として課税されることとなります。なお、村内の家屋につきましては、毎年担当者が巡回し、取壊しや新築された家屋の確認もしており、状況により適宜所有者の方にお話を伺うこととしております。

以上となりますが、引き続き公平、公正な課税に努めてまいります。今後とも皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 ご回答ありがとうございます。基本的にはこれらの固定資産税の徴収

に当たっては、村の大事な自主財源になりますので、そこはそことして大事なところだということはお互いに共有しながら、しっかり押さえていきたいというふうには思っておりますが、ただ気になったのが、あえて指摘するわけではないのですけれども、固定資産税の家屋等、償却資産も含めてという話ですけれども、収納率が99.9%を超えるというご説明をいただいて、少し違和感を感じています。というのは、あえて申し上げますと、これは当該年度の関係の収納率であり、押しなべて令和6年の実績から見ますと、特に固定資産税の関係に限りますけれども、現年度分の収入未済額というのが発生しております。18万7,400円、滞納の繰越分が24万5,600円と、これ令和6年度の決算の中で出ていることとでございます。令和5年を参考にしますと、収入未済額が12万2,800円、滞納繰越額が12万2,800円という形になっております。令和5年の部分についての附帯要件として、滞納繰越し、いわゆる不納欠損額が232万5,600円で不納欠損していると。これらを含めると、過年度から含めてというと、令和4年になりますと不納欠損額が195万3,800円の不納欠損処理しているということで、当該年度についての収入率は高いのですけれども、過年度の分については未回収部分が多くて、やっぱり欠損処理をしているという実態があるということだけはお互い共有したいなというふうに思っております。ここは、大事なところだというふうに踏まえております。

次ですけれども、問題は、私の求めたいのは、当然総務省が定める固定資産税の評価基準に基づく対応、これは原則論として当たり前のことなので、村長が今ご説明いただきましたように家屋については1.4%の評価をしているという形で課税しているという形でございますけれども、これは実質的にはその状況に応じてというのは十分理解できるのですけれども、私が今ご質問させていただきたいのは、経年年数、いわゆる経過年数による減点補正率を基本としている。これは、基本的にはそうあるべきだというふうに思うのですけれども、3年ごとに見直していくときの経年劣化の押さえ方だと思うのです。そこが一般的な売買的なものを含めて、単純に例として家屋を売りに出したいといったときの不動産鑑定士による評価と経年劣化による固定資産税の評価額、これ正直言って今道内でも多少問題になってきていますけれども、かなりの差が生じているということで、一部、申し訳ないですけれども、訴訟にまでなっている実態があります。

更別では基本的にはそんなに多く、遊休というか、家屋も含めてそんなに遊休されて放置されているという部分ないのですけれども、ただやっぱり村内見渡せば数件見当たる、見当たるといふか、散見されるという形になりますし、また話が飛んでしまいますけれども、酪農家の関係で年齢的なものも含めて施設を使わなくなっているという部分もあります。一部回答いただきましたタワーサイロについては評価していない、固定される部分があるから使わなければ評価しない、固定資産税の評価から外すという形の説明いただきましたけれども、問題はまとめて言うならば牛舎の関係もそうです。劣化している、劣化しているというものも昭和40年代の、つなぎの施設ですと昭和40年の後半ですから、もう60年ぐらいたっているという形で、それが残念ながら営農休止により使われなくなって

いる。用途性もなかなか他用途で使えないという部分もあつたりということあつて、その点の押さえ方、ちょっと乱暴な言い方してしまいましたけれども、経年劣化の見方、3年ごとに見直す経年劣化の在り方という部分、もう少しまとめるというか、整理する必要があるのではないかなということが私は強く感じているのです。

経年劣化については、押しなべて町村の裁量権が、ある程度裁量権で決められるという部分、正直言つてあるのです。その点がやっぱり実態と乖離してきているという部分、乖離している部分がこれから生ずる可能性があるので、算定における適正化を図っていくという意味からもやっぱり検討すべき事案ではないかなというふうに思っておりますので、その点もう一度ご回答いただければと思いますし、答えづらい部分あると思うのですけれども、家屋とみなされる、先ほど私も質問しましたし、村長も回答いただきましたけれども、家屋についてはやっぱり3要件がそろっていなければという部分あります。問題なのは、まとめて言いますと、用途性の関係の解釈、これが極めて今後重要になってくるのではないかなと思いますので、その点についての見解があれば、用途性ということは一般住宅でもありますよね、村長、村内にも長年居住していない、窓ガラスも割れている、屋根は半分飛んでいるという部分。私としては、個人的にはそれ固定資産の評価しているのかな、されていないのかなという部分の疑問あるのですけれども、あえて苦言ではなくて、どういう対応をしていくかというものも含めて、現状も含めてどうなっているかというのをいま一度、簡単でいいですので、説明いただければと思います。お願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 個別の部分については、先ほど申し上げましたとおり特定される場合があるので、これは差し控えさせていただきたいと思います。例えばどここの誰々の方の牛舎が今問題になっているとか、それは相談に乗ったりもしていますので、その部分はちょっとご容赦願いたいと思うのですけれども、ただ、私も勉強しましたけれども、非常に難しいですね。だから、再建築費の評価の点数と、それプラス経年減点補正率というものがあつて、これがすごく細かく決められていて、読みましたのですけれども、経過年数の減点率が0.86とか0.75とか0.70とか0.60という、建築の改築年数等によって用いられる数字が変わるのだということで、これは読んだだけではちょっと分からないのです。全体の再建築点数評価が1,000万点、1平方メートル当たりの再建築費評価点数が8万であり、築1年の建物であれば用いられる経過年数の減点補正率は0.80%であるというふうに言われるのですけれども、要はどんどん、どんどん簡単に言えば下がってくるということで、それなりの数字がやっぱりきちんと計算されている。

もう一つ、安村議員さん聞きたいのは、農業経営者たちのサイロは一度質問されて、これ使っていないよと言えば課税しないことに、そういう条例、すごい議論を経て、その部分だけでもかなりの当時の議論のやり合いとかあつたのです。安村さんの質問もありましたけれども、これについてそういうふうにしましようということだったので、今回のやつは例えば判例があるのです。先ほどもおっしゃったように、鶏舎や牛舎は完全

に収益がないからといっても一部を除いて建物として登記され、大規模で資産価値も相当高いから、構築物ではなく建物であるとされた理由ということで、外気分断性についてかなりきめ細かい判例で示されているのです。建物の内部に外気が自由に出入りできることを防止するというのが外気分断性だよと、屋根とか周壁等の存在をいうと。これは、用途に合った空間が屋根、周壁等によって確保されていることが必要であると。でも、必ずしもここは物理的なものに限定されているものではない。用途に応じて判断することになる。これは誰が判断するのかなというふうに思ったのですが、それが例えば実際に評価に調査に行った自治体職員、そこに例えば先ほど言った部分があるのであれば、判断が委ねられているという部分があればそういうふうになるのかもしれませんが、いろんな判例等から見て判断をしようと思うのですが、非常にそこはある程度しゃくし定規的なものがある、牛舎を例えば物置に使っていたり、あるいは人に貸していたり、あるいは何か違う用途に使うというのもこれ全部込みされますよね、だからその都度、その都度。では、そこへ不動産鑑定士入れないのかということになると、そこはやっぱり農業者の部分なので、そこはちょっと市街地の住宅とは違うと思うのです。

市街地だと大変ひどい例があって、これ安村さんから頂いたやつですよ。町から買ったのだけれども、31万、土地と建物で5,000円だったのだけれども、固定資産税として61万8,000円払えというようなことがあったり、とんでもない数字が、31万円で購入した物件が4,631万円の固定資産税という、こういうものが出てくるのですよ。だから、非常にその評価とかというのは厳正にやらなければいけないというふうに思いますし、個別の場合もあるのですが、課といろいろ話したり、資料も頂いたのですが、いろんな要件を満たすようなこと、公平、公正な課税であるということと、償却資産であれば農家やめましたよということになれば、廃業しましたよということになれば一切かからないのですけれども、そここのところの線引きとか、いろいろ難しいので、実態を確認して対応することなのです。だから、それは関係者も含めて、例えばJAさんとかも含めて、あるいは直接本人にも、当事者の方、所有者の方にもお聞きしなければいけないと思うのですが、本当にそれぞれのケースでそれぞれのものが特定されるというようなことがあって、詳細な状況はやっぱりきちんと、例えばこのケースはどうなのだと問われたらある程度お話しはできると思いますけれども、この議会の質問ではそれを私が答えるのはちょっとこのぐらいまでかなというふうなことで、厳正、適正にというようなことと、減点補正率ですか、そういうのも見定めながら、なおかつ実情をしっかりと把握をしながら、もちろん不利益を被らないようにというようなことと、それと現年度分の、これは毎年の決算で指摘されています。未収の部分があるのではないかと、不納欠損にしたぞというようなところがあるのでありますが、決してその回収の努力をしていないわけではないのですけれども、実際にそういうのを入れたら99.9%ではないだろうというようなご指摘だったのでありますが、それはご指摘のとおりだと思いますし、その部分も含めてしっかり公平に分担してもらうというのが税の基本ですので、しっかりやっていきたいというふうに思い

ます。

以上、答弁とします。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 ご回答ありがとうございます。ちょっと回答しづらい部分あって、ごめんなさい。申し訳ございません。謝らなければならないかなという部分もあります。

廃屋等云々くんぬん、家屋について村長からもこういう面が限定されてやるという部分ありますので、それについてはどういうふうな処理をしていくかという部分もありますので、それは後の課題としてまた改めてということをお願いしたいというふうに思います。

最後ですけれども、回答の中にいただきましたちょっと気になっている部分なのですが、一般的な宅地については村長が説明いただいたように路線価があって、それに基づいてそれを基準としてプラス・マイナスしていくという形なのでしょうから、それは一定の法則に従ってということが認められる部分はあるのですが、ただちょっと心配なのが農地の関係なのです。農地の関係というのは極めて難しく、1筆1筆ごとの部分、売買に当たってもそれなりの価格設定というのがどういう形で決まってくるのかというのはなかなか、実勢に基づいて売買が生じている。ただ、議員さん云々くんぬんも含めて現地調査も含めながら、それが反映されるかどうかは別にしても1筆ごとの値段が決められるという部分あるのですが、固定資産税の関係の評価について、ざっくりばらんでいいですので、総体的に地区別でやっているのか、それとも1筆ごとにやっているのかというのを、分かる範疇で構いませんので、ちょっとご回答いただきたいと思います。なぜこういう質問しているかというと、農地もだんだん販売もご存じのように厳しくなってきました、一律販売なかなかできなくなってきたという部分があります。なかなか全体的に平準化でほんと売れるという形になってこない。やっぱり1筆ごとに、片やの1筆は反、10アール当たり18万といっても、中には小規模の1筆が5万円とか3万円とかというのもあるという部分もありますので、それらの見解どういうふうにしているのかなという部分、ちょっと込み入ってしまつてごめんね、課長、教えてあげてね。それが1点ございます。

私が今回最後に申し上げたいというのは、決して固定資産税の評価に当たってという部分についてのどうのこうのじゃなくて、これやっぱり適正化をまず図っていかねばならないのでないかという部分が1点あります。国の基準、道の基準、端的に言えば山林だとか、そういうものの基準というの北海道決められております。農地については、多分音更町かどこかが基準になっているはずですが、基点が、農地の基準について。稲作の水田については美唄だとか、そして森林については北見のほうの基準になっているというふうに確認をさせていただいております。それはそれとして、基本的にはやっぱり地域性に基づいた形の部分、経年劣化の部分の押さえ方がある程度市町村裁量でできるということを考えれば、そこをきちっと整理していったほうがいいのではないですかというのが私のまとめの質問になると思います。それは適正化をきちっと図るべきだというふうに思っております。

すし、その点をもう少し明確にしながらいくべきではないかなというふうに思っています。村長の回答の中に十分ありましたように、当然固定資産税の評価については勝手にやっているわけではなくて、国の基準、総務省の基準、あるいは道の指示に基づいてということがありますけれども、それはあくまでも一律的な部分であって、更別特有の部分が何か私としては近年散見されるから、どうなのかな。それらの検討も必要でないかなという質問をまずさせていただいております。その点、ちょっと回答しづらい部分、ごめんなさいね、あるのでしょうかけれども、それが今後大事になってくるのではないかなと思っていますので、その点よろしくお願いいたしたいと思います。

もう一点、最後に1回目の回答にありましたように、村内において担当職員が巡回するという部分、これ多分言い方としては取壊し、新築についてはそれは確認しなければならないという部分あるでしょうから、それは実施していると思うのですが、3年ごとの経年劣化の部分の算定基準で、では回っているかという、多分書面上の鑑定、建物については家屋については多分最低、残存の20%かな、20%が最低限として評価ずっとされていくという形になると思うので、資産税はまた別として、5%は5%というふうになるのですが、それはそれとして、それは分かるのですが、やっぱり実情に、実態に合った形のもの、今後きちっと実施すべきでないかなというふうに思っておりますので、その点よろしくお願いいたしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 1筆当たりではなくて、全体として類似した土地の評価を基に評価をしているということでもあります。それと、あと農地の評価、固定資産税ですけれども、今はそうですけれども、負担が今調整をされているということで、物価の上昇に伴う固定資産税の負担額を緩和するため、一般農地、生産緑地、一般市街化区域農地には調整措置が取られているということで、計算の仕方は先ほど言ったように一般農地が10アール当たり1,000円、生産緑地は10アール当たり数千円、一般市街化区域農地は10アール当たり数万円、特定市街化区域農地は10アール当たり数十万円というような形で個々のケースに応じて負担区分とか、そういう基準が定められておりますし、農地の部分についての試算方法、これも非常に勉強したのですが、非常に細かいところありまして、実際には一定の宅地とかの部分よりも含めて農地として優遇、優遇と言ったら変ですけれども、そういうふうな形で、やっぱり生産する土地ですからというふうな形でされているということでもあります。

見直しの部分ですけれども、土地の見直しについては先ほど村独自の基準に基づいているものなのかというようなことでもありますけれども、総務大臣が定める3年に1度の見直しで路線価格の基準に基づいて実際に評価をしているということでありまして、ほかの部分についても含めて事務的な流れとか基準の相当性、総務大臣が定める固定資産評価基準もありますけれども、あと全国一律の基準で公平性を保たなければいけないということですから、国土交通省が定める地価公示価格、あるいは道が知事が定める北海道地価価格、

これら全部含めて判断をしていくということでありますので、非常に慎重に公平に税金を払っていただくためには評価をしなければいけないということで、かなり専門性とか、そういうものが要求される場所もあると思います。また、村は村の状況として、さっきも牛舎等の話もしましたが、実情等を見直しのときも含めてしっかり調査員がその部分を調査して決定をしていくということをやっつけていかなければいけないのかなというように思っています。

あと、様々な形でありますけれども、何よりも公平、公正な税負担ということで課税になるということで、とにかく村としてできる部分については実態をしっかり把握した中において、それぞれの法律、条例等に基づいて評価をやっていくことに尽きるのではないかというふうに思います。しっかりやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○2番安村議員 ありがとうございます。終わらせていただきます。

○議長 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩といたします。

午前11時22分 休憩

午後1時30分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、協働のまちづくり事業を推進するための取組について村長に質問をいたします。

2019年12月に発生した新型コロナウイルスにより、日本では2023年5月の2類から5類に変更になるまでの間、3密を回避する行動が当たり前の生活になってしまいました。そのため、村内の様々な事業も中止を余儀なくされ、住民主体の活動は何もすることができず、失われた3年半になったと言えると思います。活動を休止することは容易かもしれませんが、それを復活させるためにはそれ以上の労力が必要となります。協働のまちづくりは、行政と村民が協力して地域の課題解決や活性化に取り組むことにあります。補助金制度があるから活動が活発になるということはありません、この空白の期間を取り戻すために行政の協力体制も考えなければなりません。今後さらなる村の活性化を図るために、以下の内容について村長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

1つ目、村は更別村協働のまちづくり基金条例に基づき地域の取組を支援するとしているが、助成対象者となる団体等やその他の規約の見直しを図り、個人等でも企画、実践しやすい環境をつくることについて。

2つ目、まちづくりと関連の深い地域のお祭りなど、子どもたちにふるさとへの思い出を残す様々な重要な行事の存続に向け、実施する側の負担を解消する方策として、また村民の中には実施に踏み出せないもののまちづくり事業のアイデア等を持ち合わせている方

が多くいることを踏まえ、それらの考えを聞き取り、実施に向けた支援をする体制として協働のまちづくり専任のコーディネーター等を配置することについて。

以上2項目についてご答弁いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員の協働のまちづくり事業を推進するための取組につきましてのご質問にお答えをいたします。

本村の協働事業は、地域の特性を生かし、村民と行政が共にまちづくりを推進するため、平成17年度から協働の村づくり住民検討会議にて事業内容が検討され、平成19年には更別村協働のまちづくり基金条例を制定し、平成20年度から行政区を主体とした除雪、道路等の支障木伐採、道路や公園等の草刈り、道路中央分離帯の花壇管理などを実施してまいりました。また、村民の主体性及び自主性を重点としたまちづくりを推進するため、平成29年度からは協働のまちづくり事業が創設され、地域課題の解決や地域活性化につながる新たな取組を支援し、村民と行政が一体となったまちづくりを推進しております。

協働事業の目指すべき形ですが、村民一人一人の自発的な意思を大切にし、社会参加意欲の芽生えを逃すことなく、村民相互の交流、連携を促進し、行政はこれを支援して村民と行政が共にまちづくりを実践する協働の社会を目的としております。協働のまちづくり事業の実績としましては、平成29年に「みんなの学校」上映会の開催、令和元年は地域通貨の新たな可能性調査研究やどんちゃん体操プロジェクトが実施をされ、令和3年には熱発文化講座を開催するなど、住民自らが主体となり、地域課題の解決に向けて様々な取組を実施しております。しかしながら、荻原議員のご質問のとおり、新型コロナウイルスにより地域活動は自粛となり、さらに令和4年度以降は村民の方から協働事業の着手に向けて様々な相談はありましたが、実施には至らなかったところであります。また、地域では人口減少や少子高齢化、さらに人との交流が難しく感じる方が増加し、町内会の加入率低下や地域活動の減少が社会問題とされ、その対応に苦慮している現状にあります。

ご質問いただいた2点の回答ですが、1点目の規約などの見直しなどにより個人が企画し、実践しやすい環境づくりであります。協働事業の実績及び過去の相談内容等を見ても、規約などに支障があるという声はありませんけれども、また村の公金を交付するという意味で適切な事務手続が必要となります。現時点においては見直しについては考えなくてもいいのではないかとこのように考えております。また、地域課題の解決や新たな取組が実践しづらい原因は、さきに述べたとおり、地域活動、町内会活動、環境整備、コミュニティなどの減少や村民相互の交流の停滞などであり、これは地域活動の大きな問題として別に検討を進めているところでもあります。協働のまちづくり事業の住民への周知につきましては、行政区長会議や広報紙などで情報提供しており、また担当課においても随時に相談を受け付け、アドバイスなどにも対応しておりますので、ご意見等をいただければと思えます。地域課題は大きく変化し、多種多様で難しいものになっております。その様々な課題解決のため、規約や採択要件などで支障になるものがあれば改善点を整理した上で検討

していきたいと考えております。

2点目の協働のまちづくり専任コーディネーターの配置です。村民にはふるさとへの思いを強く持つ方も多く、またまちづくりに関心を持ち、新たなアイデアを持った方もいると思います。しかしながら、その思いを個人で実現することは難しく、思いを共有し、共に行動できる仲間づくりが必要であり、例えばお祭りなどの地域行事を継続するためにはその思いを引き継ぎ、行動できる後継者の育成を含めた人づくりが重要と考えます。現在地域では人口減少や少子高齢化などにより地域活動が減少し、草刈りもできないという深刻な問題にも直面しています。このような課題が山積する地域にとって専任コーディネーターを配置し、行政主体で進めることが過度の負担にはならないか、また逆に協働の目的とする村民の主体性、自主性を損なうことにはならないかとの懸念もあるため、十分に検討が必要と思われます。協働事業に係る業務は、村民への周知、情報提供、事前相談などで、申請書の受付後は内容確認、運営委員会による審査、交付決定通知書、事業の実施後に完了確認、助成金の交付になっております。協働のまちづくり専任コーディネーターの業務量がどの程度なのか想定できませんが、業務量を考慮し、費用対効果も考えながらも専任の配置はかなり難しいのではないかと考えております。現在においても担当課職員による相談活動や交付金の活用方法をアドバイスするなど、事業の推進に努めております。今後も地域の課題解決に向けて、協働事業の目的とする村民の主体性及び自主性を確保し、村民と行政が連携して協働のまちづくりを推進してまいりますので、ご理解とご指導をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とします。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございます。今回の一般質問をするに当たっては、村民が自ら活動しやすい事業とするために、今の規約の問題点あるいはあるべき方向についていろいろな方からご意見を伺って質問させていただいております。本村の住民活動事業につきましては、先ほど村長からもお話ありましたが、地域コミュニティや環境保全等を対象とする住民協働パートナー事業、そして地域の課題解決や活性化等を目的とする協働のまちづくり事業の2本立てということになっているのかなと思います。これを改正をされながら、平成29年4月1日より施行されて8年が過ぎたというような状況になっております。特に協働のまちづくり事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って3年間ほどの活動自粛期間があったのかなと、実質5年間ほどの事業実施期間しかなかったのかもしれませんが、事業実績につきましても、先ほどお話ありましたが、コロナ前の2017年から2019年までが3件、そして2021年に1件となっております。コロナ明けの2023年度以降の実績はゼロ件というふうになっております。協働のまちづくり事業にかかわらず、住民主体で行われていたお祭り等もコロナの影響で中止となっております。復活の兆しが見えないような状況にあります。これに併せて、学校も更別地区のお祭りがなくなってから短縮授業が行われておりませんで、子どもたちのふるさとの思い出

づくりも一部では途絶えているというような状況にあります。

そういう社会状況の中、それを何もしない、静観していても村のさらなる活性化を推進することはできないと私は考えております。更別村の住民自らが活動するための第一歩を踏み出すきっかけづくりが行政にも求められているものというふうに感じております。これまでも村では様々な人材育成を実施してまいりましたが、地域リーダーの養成や協働活動を支援する取組に特化した体制づくりをできれば進めていただきたいなというふうに考えております。村のために何かをやりたい、思いついてもそれを成し遂げるための基本的なアドバイスをしてくれる方がいる場合といない場合ではその第一歩を踏み出す状況が変わってまいります。

また、補助要綱においても、小規模の活動を行うには少しハードルが高いような気がいたします。ある住民参加型の活動を行っている団体にもお話をお聞きしました。お話を聞いた中で、村の補助制度を利用しようとしても書類の提出や組織づくりが業務非常に重荷になるということで、最終的には参加者から料金を徴収し、自主財源で開催しているというようなお話でございました。また、他の既存団体においても、組織を維持するために会長を決めたり、あるいは事務局を決めたりするということは新規会員を募る上でも大きな障害になっていることは、これは大変多くの皆様もご存じのところかなというふうに思っております。先ほども村長お話ありましたが、公金を利用して補助金を出す以上はそれなりの条件を課すことは当然のことだというふうには私も思います。ただ、それによって事業実績が伴わないということは、やはり検討の余地があるのかなというふうに考えます。大きな事業を行う場合は、それなりの既存組織が要綱に基づいた体制をつくることは容易であるというふうに感じますけれども、少人数で何かを始めよう、何かをやろうとした人たちには大きな障害になっているのかなというふうに思っております。

例えば私が以前一般質問で子育て支援に関わる質問で乳児、幼児の洋服のリース事業について質問をさせていただきました。もしこれを若いお母さんたちが数人で実施しようとしても、組織の規約づくりや規定人数を確保することが大きな障害になり、実現が難しいことが考えられます。実際に若いお母さんたちにお話をお聞きしました。すばらしい取組、ぜひやってみたいというお話でございましたけれども、補助対象となる団体づくりに大きなハードルを感じるというご意見でございました。そういった小さな活動にも手を差し伸べられる支援体制がひいては村の新たな活性化につながる活動であり、大切にしていかなければならないものと考えられます。大変細かい話になりましたけれども、ただいまお話しした内容につきまして改めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今荻原議員さんのお話がありました。私も、実態としてはなかなか自発的にいろんなことをやろうとすると、実行委員長を決めたり、実行委員会を組織したり、会計の予算、あるいは会費を取るのだったらというようなこととか、結構細かい部分があって、

これは決まるまでに運営委員会のほうで審査をされますけれども、途中で諦めてしまうとか、という話もお聞きしていますし、実際にそういう場面に遭遇したことも自分自身もありますので、前段で1回目のところで一応原則としてのお話をさせてもらいましたけれども、パートナー事業は草刈りとか除雪とかという形で、これは伝統的に行政区を中心として行われているのですけれども、むしろ自発的に村民が個人とかいろんなグループとか、サークルも含めてそうですけれども、そういう中で何かをしようとしたときに、やっぱりこれは行政としては後押しをしてやらなければいけない。後押しをするということは、助成金の関係でお金もつけてあげると言ったら上から目線で失礼ですけれども、しなければいけないというのは当然のことです。

これだけ多様化の時代ですから、多様性の時代ですから、いろんなニーズがあると思うのですよね、若い世代から高齢者の世代まで。やろうとするときに、一歩踏み出すときには本当に財政的な支援が欲しいし、ただそれをもらうとなるとやっぱり形式的に書類を全部そろえなければいけないということはとても高いハードルではないかなというようなことも、だからその中でコーディネーターという話もあるのですけれども、住民生活課が窓口になったり、あるいは企画関係になったりということで、いろいろアドバイスもしてくれる職員もいっぱいいると思いますし、親身になって相談してくれるのではないかなというふうに思うのです。それでもできないときは、やっぱりきちんとした専門家の配置というのは必要ではないかというようなことを考えておりますけれども、ちょっと問題点いろいろ洗い出してみても、かなり細かいのですよね。だから、どういう事業にするかとか、対象外を明記してある規約というのは結構珍しいですよ。対象になるものを規約として出すにはいいけれども、対象外はこれだけですよといったら、絶対これ見たら引きますから、そういうところも含めて何か自発的にしやすいというようなところで、具体的に聞きに来て、マニュアルもあるので、例えば実行委員会を組織した場合に対象となりますか、村外の団体でも村内に活動拠点、活動実績があれば申請できますか、あるいは新規団体なので活動実績がないですけど、申請はできますか、任意団体とは具体的にどんな団体ですか、村から運営費補助を受けている団体についても申請はできますか、例えばこの場合だと継続して定例事業ではない事業を新たに企画する場合は申請をすることはできるので、ただ、申請をすることはできて、これを採択するというふうな明記はしていないので、その辺私も課題はいっぱいあると思いますけれども、原則は原則として助成金の関係ありますから、子どもだと夢基金とかもいっぱいありますし、だからそういうところと整合性を持たす、あるいは整理をして、基本は、やっぱりコロナ終わってからそういう活動が少なくなったし、なかなか届かなくなりましたので、私は村民が村民自身の手でそういうふうないろんな取組を進めていくというのはとっても重要だというふうに考えていますので、その辺ちょっと検討しながらやっていければいいのかなというようなことを思います。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。いずれにしても、ちょっと検討してみろというお話でございましたので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

最後に、協働まちづくり事業を推進するための体制づくりということで改めてちょっと質問させていただきたいというふうに思います。コロナ以降、本村の協働のまちづくり事業に活動実績がないということを経験したときに、事業を推進する体制づくりはやはり村民と行政が一体となって地域をよりよくしていくためにも不可欠な取組なのかなというふうに考えております。まずは、村民がまちづくりに参加する機会を提供して、活動を通じてその意義や楽しさを実感できるよう、担い手の発掘あるいは育成に努めていかなければならないと思います。そのためには、まず庁内の役場内の横断的な連携を図って、協働を推進するための体制を強化する必要があるというふうに思っております。その上で地域住民と行政職員の交流機会を充実させて相互理解を深めることが重要と考えます。その中で、協働のまちづくり事業に関わった村民の持つアイデアとか、あるいはネットワークを行政に反映するための事業提案や政策提案の仕組みを検討していかなければならないと考えております。ワークショップですとか、あるいはセミナーを通じて村民の自治意識を高めて、小さな事業でもよいから、自分たちのまちは自分たちがつくるという自発的、自律的な意識を持ってもらうことが必要と考えております。

教育委員会では、学校の課題や活性化を図るために協働による学校づくり、いわゆるコミュニティ・スクールを設置するとともに、みんなの学校応援団によりまして地域の子どもは地域が育てるという共通認識の下、村民の皆様の理解と協力を得ながら子どもたちの学習環境の充実を図っております。また、村では早くからリサイクルセンターを開設しまして、村民の皆さんが日常的に家庭ごみの減量化に努めておりまして、それを村が収集して処理している活動、これはまさに協働と言うことができまして、村民と行政のそれぞれの役割を分担しているよい例であるのかなというふうに考えております。本村が目指す協働とは、やはり家庭ごみ処理のように村民と行政が地域の課題に対し、共に考え、協力しながら取り組んでいくことではないのかなと思います。このように村民と行政が地域の課題や、それから活性化について日頃から協議できる組織があつて、それを進めるためのコミュニティ・スクールのような専任のコーディネーターを配置することは理想的な体制づくりかなというふうに感じております。地域コミュニティの脆弱化、変容等に対応するための組織やコーディネーターの設置について、先ほどは費用対効果も含めて置くのは難しいというお話でございましたけれども、ただいま私がお話しした内容を含めて改めてその件についてご答弁いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員さんのご指摘、ごもっともだというふうに思ひます。最初に平成28年度に更別村の協働の方向性について議論をたくさんされておられますけれども、その部分である程度行政区で最初に言った基金もいっぱいあるわけですけれども、大体決まった

形で行われている消防団とかの治水事業とか、教育委員会の各種交付金や企画政策課での交付金、産業課等々、美化運動等、生活安全協議会、これらのパートナー事業はやはり行政と一体となつてするといふものなのですから、ただ言葉としてここに明記をされているのはこれらの大きな枠の中の事業で補うことができなかった事業や少額の事業を協働のまちづくりの視点から協働事業のメニュー化する方向で考えますといふふうに当時うたっているわけです。だから、この協働という名称がなくても村と住民が助け合い、協力関係を連携して本当に住民が住民の自らのまちのためにしっかり頑張る。どんな小さなことでもいいのです。どんな小さなアイデアでもいいのですけれども、その辺スムーズにできるような展開を村として図っていくべきだ。

だから、パートナー交付金要綱ともう一つの協働のまちづくりという部分で2つの規則というのですか、要綱ができたのだといふふうに考えています。だから、これらに合わせて、原点に戻つてそのしっかりやらなければいけませんし、とつても大事な指摘は、各課が横断的というのですか、やっぱり横との連携ですよ。ここの部分については企画課だと、こちらは産業課だと、いろんな分野あるけれども、そこがうまく回っていけるよといふか、それぞれの場において個別に相談するのではなくて、やっぱり全体としてそれを相談に乗って、その事業が進めれるような形ができたなら一番いいのではないか。ネットワーク化する、あるいはこの部分を政策的にどう進めていくのか、やっぱりここが要になってきますので、自分たちが考えて自分たちで実行するといふのが地方自治の基本であると思ふますから、そういうところをしっかりとやっていかなければいけない。その上で、コーディネーターというものが、各課横断したときにこれはやっぱり調整役要るぞといふことになればしっかりとやっていかなければいけませんし、その辺の課題は今見えてきていると思ふのです。私は、やっぱりいろいろ推進していただきたいし、今までいろんな事業を展開してこられた方々も手弁当で集まつて、また自らもお金を出してといふようなところもあったので、その村に資するよないろんな部分、講座とか上映会も含めてそうですけれども、そういうものは、ワークショップもそうですけれども、村としてやっぱり真剣に受け止めてやっていくといふことが必要ではないかといふことで、コーディネーターも含めて今のところは要らないのではないかといふようなお話もしましたが、今萩原議員の指摘のとおり、今後そういうことを重視していき、あるいは政策的に立てていくのであれば当然必要になってくるといふふうに考えますので、今後しっかりと検討させていただきたいといふふうに思ふます。

以上です。

○6番萩原議員　ご答弁ありがとうございました。協働のまちづくりは村づくりの根幹といふふうに私は考えておりますので、村民の多くの方が行動を起こせるよない環境づくりに努めていただきたいと思ふます。

以上で私からの一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議　長　次、5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、教育長に質問させていただきます。

質問事項は、義務教育におけるスクールカウンセラーによる支援の充実についてであります。隔年開催である更別村教育懇談会が先月行われ、本村の教育に関する現状と今日的課題の共通認識や理解の場となりました。その中で、特に各学校での不登校支援についてスクールカウンセラーによる役割は大きく、児童生徒や保護者の多岐にわたる相談には現状の取組では足りていないように感じました。目まぐるしく変容する時代を共に生きる家庭、学校、地域社会の中で子どもたちの未来に向けて大人の責任として、全ての子どもたちが自分らしく生きられる社会の一員となるためには支援の充実とさらなる取組が必要であると考えることから、私の願いも込めまして教育長に4点質問させていただきます。

1点目、本村の過去3年間における児童生徒の不登校に至る要因と学年、学校別における傾向について。

2点目、スクールカウンセラー2人の今年度の配置状況とカウンセラー1人が受け持つ人数、相談時間について。また、相談者の希望に沿えているのかどうか。あわせて、学校、教員、カウンセラーとの連携体制や情報共有の状況について。

3点目、スクールカウンセラー配置のほか、教育委員会における不登校支援に関する家庭や地域に対しての取組状況について。

4点目、児童生徒と保護者への支援を充実させるために、カウンセラーの相談体制強化による相談者との十分な時間の確保や併せて人材の強化等、さらなる取組が必要と考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○議 長 宝輪教育長。

○教 育 長 小谷議員の義務教育におけるスクールカウンセラーによる支援の充実についてのご質問に対し、お答え申し上げます。

スクールカウンセラーは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で心理の専門家として児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングや子どもの様子からの見立て、専門職であるカウンセラーから教師への助言、支援を含めた検討などを行うことなどが求められており、国としても積極的に活用することを推進しております。

1点目の本村の過去3年間における児童生徒の不登校に至る要因と学年、学校別における傾向についてでございます。不登校の定義は、病気以外で何らかの心理的、情緒的、身体的な要因により年間30日以上欠席した者となっておりますが、全国的にも不登校児童生徒数は文部科学省統計によると特にここ10年ほど増加傾向にあり、毎年最多更新が続き、昨年度は35万4,000人に達しています。更別村においての不登校に至る原因は、学級担任やスクールカウンセラーが聞き取った内容となっておりますが、心理的な不安定、対人関係、それから学業不振、家庭での関わり、生活リズムの乱れなど多様で複合的であり、これがというものはありません。

村内の2つの小学校の不登校児童数は、年度別で令和5年度が5名、6年度が8名、7年度が9名と少しずつ増加してきております。傾向としては、更別小学校では中学年以上が不登校になる傾向が強く、上更別小学校では少人数のため、学年の傾向というものはありません。更別中央中学校では、学年が上がるにつれ不登校生徒が増加する傾向にあります。令和5年度が6名、令和6年度が5名、令和7年度が2名となって減少傾向とはなっていますが、年度によって波があるというような状態です。また、小中学校を通して、不登校までいかなくても学校に不安を感じる子、例えば学校に来て泣き出してしまうような子とか、ぽつぽつと休んでしまう子、それから一日の中でかなり遅れてきてしまう子、または自分なんてって思う自尊感情が低下している児童生徒など、支援を必要としている子どもたちが増加傾向にあるなというふうに感じております。

2点目は、スクールカウンセラー2人の今年度の配置状況とカウンセラー1人が受け持つ人数、相談時間について、また相談者の希望に沿っているのかどうか、併せて学校教育カウンセラーとの連携体制や情報共有の状況についてでございます。今年度も昨年度に引き続き2名のカウンセラーを配置しております。2人合わせて大体各校一、二週間に1回程度の頻度で数時間ずつ勤務をしていただいております。相談については、今年度の11月末段階で、ちょっと区別がつかなくて申し訳ないのですが、2人のカウンセラーには合わせて児童生徒、保護者も含めて41名を受け持つてもらっております。合計相談時間は、327時間45分となっております。また、不登校児童生徒、保護者ばかりではなく、相談を希望する児童生徒、保護者にも対応いただいているところです。

スクールカウンセラーは、国家資格である公認心理師、それから日本臨床心理士資格認定協会が認める臨床心理士の資格を有する心に関する専門知識と技術を持つ専門家であるため、教職員には分からない子どもの悩みを専門的な見地から判断し、的確なアドバイスを行って来ております。各校の児童生徒、保護者の声からも、相談に対してはその希望に沿えていると考えております。また、この相談に関しましては、今後増えていくことは十分想定されるかなというふうに考えております。さらに、相談の前後には教職員との打合せと情報共有を書面または口頭にて行っております。そのため、共通認識の下、児童生徒の支援に当たることができております。ただし、現段階の勤務体制では時間での勤務になっているために、時間がなくて教職員との情報共有ができなかったり、不十分で終わってしまうというようなこともあります。

3点目は、スクールカウンセラー配置のほか、教育委員会における不登校支援に関する家庭や地域に対しての取組状況についてでございます。教育委員会では、まずは各校の不登校状況を把握しております。各校からの報告を踏まえ、指導参事が月2回程度学校訪問を行い、対応状況や児童生徒の変容の把握、対応についての助言等を行い、教育委員会内で共有しております。また、各校からの要望に応じて児童生徒、保護者面談に同席することもあります。不登校未然防止のためには、子どもたちの自尊感情、それから自己肯定感を高めていくことが肝要だと考えております。更別村教育委員会が推進しております更別

村コミュニティ・スクールの取組として、3年前から子どもたちの自己肯定感を高めるためにはという趣旨でコミュニティ・スクール委員会、学校運営協議会合同の講演会やワークショップを開催し、それを少しでも周りに広められるような取組もしております。また、村の教育を考える村民集会でもここ数年、自己肯定感を高められるような講演内容としております。さらに、子どもの自己肯定感、自己有用感を高めるためには、地域の方々によるみんなの学校応援団による体験的学習を積極的に推進しております。地域の方々と多く触れ合い、様々な経験をすることで子どもたち一人一人の可能性が引き出され、将来に向けての夢や希望が育まれています。さらに、地域の皆様方が子どもたちのことを積極的に認め、褒めてくださることが子どもたちの自己肯定感や自己有用感の向上につながり、不登校の未然防止にもつながっていると考えているところです。

4点目は、児童生徒と保護者への支援を充実させるためにスクールカウンセラーの相談体制強化についての教育長としての考えでございます。児童生徒が不登校傾向や不登校になってしまったとき、教職員と連携を図りながらカウンセラーによる児童生徒との相談や家庭訪問、保護者との面談、相談の実施は、子どもはもとより、保護者の不安感の払拭や前向きな気持ちの確率にもつながっております。また、相談だけでなく、発達検査の実施や教職員に子どもたちの支援の方向性を助言いただくなど、多岐にわたり支援をしていただいております。初めにもお伝えしていたように、全国的にも不登校児童生徒数は増加傾向にあり、更別村においても今後増えていく可能性も考えられます。このような状況の中、これからの学校教育においては心の専門家であるスクールカウンセラーの存在は欠かせません。更別村の児童生徒の現状から、カウンセラーの配置は2人のカウンセラーを配置するなど充実をさせてはおりますが、まだ十分とは言えないと考えております。よって、スクールカウンセラーの配置をさらに充実させ、今後教育委員会としてスクールカウンセラーによる相談体制の強化、相談者との十分な時間の確保、教職員との情報共有をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ただいま教育長より細部にわたるご答弁をいただきまして、ありがとうございました。このたびの質問では、特に1点目、ただ単に不登校の児童生徒やご家庭だけを注視しているものではありませんし、家庭、学校、地域社会の中で子どもたちがそれぞれの、今お話の中にもたくさんございましたとおり、それぞれの悩みや苦しみ、困り事等によりまして助けや支援、理解が必要であること、併せて義務教育等における全ての児童生徒が安心して学べる環境や学習の権利からしてもスクールカウンセラーは必要な存在だと強く認識し、もっと充実の方策があればとの思いから一般質問に至ったところでございます。

1点目の本村の不登校等の状況、様々な状況があることをお示し、お話をいただきました。中でも、やはり小さい小学生のほうが多いということも自分自身分かったところ

でもございます。今年10月、文部科学省では令和6年度の小中学校での年間30日以上、先ほどお話もいただきました。欠席した不登校児童生徒数が12年間増加傾向であって、35万4,000人というお話も先ほど伺いました。そして、北海道では令和6年度で約1万4,000人ということであるようでして、10年間で見てみますと3.5倍にも増加したということでございます。これは、思うに個人や家庭だけでは抱え切れない社会課題と捉える見方もあるようございます。1点目の教育長の答弁を理解をさせていただきました。

さて、2点目にお伺いいたしましたスクールカウンセラーの配置状況等、並びに4点目にもつながるところでございますので、お伺いをさせていただきます。このスクールカウンセラーの配置につきましては、1995年、平成7年に全国154校で試験的に開始されまして、30年が経過したと伺いました。何と申しましても心の専門家として公認心理師、臨床心理士の資格を有する方でございますから、とても心強い様子が今のお話からもうかがえまして、多様で複合的な要因による相談内容となりますと幅の広い経験値でより一層の配慮とともに対応されているのではないかと答弁からも推察するところでございます。また、カウンセラー自身のご事情や働き方もある中で、勤務の日数と相談日や利用者との調整状況や要望、一方で利用される側のご意見や指摘、要望等がもしあるのであれば、お話できる範囲で構いません、お願いしたいと存じます。

また、学校教員、カウンセラーとの連携、情報共有が勤務体制などから時間が足りないことから不十分であるとの答弁でございましたが、ここにつきましてはどのように改善や方策をお考えであるのか、大切なところでございますので、もう少しお伺いをさせていただきたいと思えます。

続いて、基本的な学びの面についてでございますが、学習の保障についてお伺いしたいと思えます。具体的に学校に通えない場合に本村として現在どのような方策があるのか。例えばICTの利活用をはじめといたしましたところかと存じますが、出席の扱いにつきましてもお伺いさせていただきたく思えます。不登校を未然に防ぐためにも、子どもたちの自尊感情、自己肯定感、自己有用感を高めていくことが肝要だとお話を伺いました。あわせて、更別村のコミュニティ・スクール委員会や学校運営委員会、みんなの学校応援団等、地域の親、そして大人の皆さんとの見守り、寄り添いもありつつ、地域らしい学びと共生、地域社会の一員でもある更別村の子どもたち、このような環境の中で次世代に向けて生まれ育っていくということであるかと思えます。

3点目は私といたしまして理解はいたしましたので、さきに申し上げた2点目、4点目と併せました質問に対しまして教育長の見解をお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 いろいろとご質問大変ありがとうございます。お話のありました児童生徒、それから保護者の方とのスクールカウンセラーによる面談等に関わりまして、これに関わってはやはり特に不登校である児童生徒、それから保護者の方から面談をしたいという要

望が寄せられております。そして、当然教職員も本当に一生懸命になって努力をしてもらって、家庭訪問もしておりますし、家庭訪問して本人と会って、そして人間関係をつくっていくということもしているのですが、それに併せてカウンセラーの方も伴走支援をしてくださって、保護者、それから子どもたちとの人間関係をつくってくださるところです。面談をした後、保護者の方々が多く語られるのがやっぱり安心したというお話をされるということなのです。先生方に大丈夫だよって言うてもらおうのと、またカウンセラーの方に会えて大丈夫だよって言うてもらったら、やっぱり保護者や、それから児童生徒の心も軽くなっていくようです。そんなような状況があるということです。

今後のことなのですが、例えば子どもたちなのですが、カウンセラーの先生とお話をしたいというような子も何か増えてきているということで、本人の悩みとか、そういうものもカウンセラーの人にいろいろ話をしたいとか、そういうことも増えてきているということをお伺いしております。どのように充実をさせていくのかという部分については、これは今後の検討になっていきます。気持ちとしては、今時間でということになっているのですが、その部分をもっとさらに充実をさせていって、そして本当に子どもたちが安心、安全の中で学校生活を送れる、そして保護者の方も安心して学校に子どもたちを任せられる、そんな状況をつくっていききたいなというふうに思っております。

2点目の基本的な学習の保障についてという部分なのですが、この部分については小谷議員がご指摘のように子どもたちにはタブレットを持ち帰ってもらっていて、そして授業の様子をタブレットで映して、そしてネットで見るような状況をつくっております。ただ、お子さん不登校になってしまうと、まだまだ学校のことを話したり学校のことを考えるというのは厳しいというお子さんについては、その部分は難しかったりするのはするのですが、学校としてはそのような形を取っておりますし、あと長期休業中だったら、友達とか、同じ学年の子がいないから学校に来れるというような子もいるのです。そういうお子さんについては、先生がいつでもおいでというふうに言ってくださって、そして一緒に遅れている部分を勉強したりとか、そういう努力も先生方にはいただいているところです。

あと、出席の扱いということにつきましては、この部分については出席をしたかどうかという判断をするのは学校長の判断になっていきます。教育委員会としてはそれを認めて支援をしていくという立場になりますので、校長先生がこういう状況だったら登校したというふうに考えられるねというふうに判断をしていただければ登校したというふうなことで考えていけるということになっております。

以上、ちょっと雑駁ですが、よろしく願いいたします。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ただいま深いところまでお話をいただきまして、ご答弁本当にありがとうございます。先ほども配慮という言葉を使いましたが、安心、安全という言葉が2つ、常に私ども生活しておりますとありますけれども、とにもかくにも安心して通える、

また安心して相談ができる。そして、信頼関係の中で、先生との信頼関係もそうですし、カウンセラーの方との今伺ったところで本当にそういう信頼関係も構築しつつ、子どもたちが、そしてその親御さんが相談されたり、また学校のほうでも家庭訪問ですとか行ったり、そして子どもとして行く、行かないというのも、私もちょっと小耳に挟んだことなのですけれども、学校には行ってほしいけれども、最後に決めるのは、決断するのは、親が学校に行くのではないので、子どもの身持ちに任せているというふうにお聞きをしまして、それは毎日送り出すことができればよしなのですけれども、そこまでもなかなかいかなかったり、では今日はおうちにいようねとか、いろんなタイプといたしますか、その子、その子、家庭のご事情ですとか、それから兄弟とか、友達関係とかあると思うのです。そんな中で、安心という言葉をお聞きまして、こちらも今日質問した私としましてとても安心をしたところでございます。教育長が以前より培ってこられました経験値からも多岐にわたっての重みのある一言一句をお聞かせいただきましたことに本当にありがたく思ったところでございます。

子どもたちにとりまして、先ほども申しましたけれども、学校が行きたい場所、楽しいところであってほしいですけれども、その教育の現場で学校でも先生方がとてもご努力をされて頑張っているのだというお話も承りまして、それぞれがそれぞれの分野でご努力を、そして心と精神と体の不調とかもあると思うのです。そういう葛藤の中で、大人もそうです。生きています。前を向いて生きています。それはどんな方策があるのかということでも、ちょっと戻りますけれども、教育懇談会のときにも考えさせられる。これは、一個人、一家庭のみのことではないし、やっぱりみんなで見守っていく。更別村のいいところでもあると思うので、全てが口を出すとか、そういうことではないと思うのですけれども、ちょっと今思い出したところでございます。現実親も子どもたちも様々な今申し上げました状況や思いの中で、支援というものを、これをよりどころとしましてスクールカウンセラーの専門分野の必要性がまさに高まっているのだと認識いたしましたし、利用者の求めにもっともっと応えられるような充実した支援になりますよう、いま一度願うところでもございます。

最後になります。学校以外の子どもたちの居場所についての考え方でございます。今般令和7年11月、教育委員会としての公的機関である第三の居場所といたしまして教育支援センターの設置が国から求められているとのことで、ご答弁の中にも一部触れたところがあったかと存じます。こういった大変難しいところかと存じますが、進捗状況というのはいかがなものでございましょうか。また、聞くところによりますと昨年文部科学省から都道府県へ、そして本年北海道教育委員会として6月からインターネット上の仮想空間メタバースを使用し、不登校の児童生徒、これは小学5年生から中学生を対象とした学習と心の相談の支援を一部の学校対象で開始されたと聞いております。ちなみに、帯広市では、ちなみにでございますけれども、令和5年からオンライン学習プラットフォーム、ひろびろチョイス、仮想空間が開始されておまして、これは新聞等でも載っております。登

録者数は、本年11月時点で小学校40人、中学生68人、合計108人ということでございます。ご参考までのお話でございます。

他方で、フリースクールでは民間の学習、居場所の施設となりますけれども、ただいま3点申し上げました公的機関、教育支援センター、第三の居場所、そして同じく公的ではありませんが、仮想空間とかでの居場所。フリースクールでは民間での学習や居場所に関しまして教育長としてご存じのところも当然たくさんあるかと思っておりますけれども、現状認識も含めましてどのようなお考えをお持ちかお聞かせ願いたいと思います。お願いいたします。

○議 長 宝輪教育長。

○教育長 学校以外での子どもたちの居場所をつくるということでご質問をいただいたかと思っております。1つ目の、今それこそ国から求められております教育支援センターに関してです。これに関わりましては、本村では未設置であり、今課題となっているところで。管内的には、まだはっきりとした数ではないのですが、約半分の市町村にこの教育支援センターが設置されているという状況になっております。これにつきましては、とにかく学校に行けない児童生徒なのですけれども、その子どもたちの集団生活の適応とか、情緒の安定、または学校に行けない分、ちょっと一緒にお勉強してくれたりとか、それから子どもたちの心の居場所づくりということになっています。今は、この教育支援センター、前は不登校支援というような言い方、適応教室とかという言い方されていたのですが、今はそれもありませんけれども、将来的に社会的な自立が、子どもたちが大きくなって社会的な自立をしていけるように、そういうことを目標に設置をするということになっております。この部分について教育支援センターの支援する人員として、これは臨床心理士、つまりスクールカウンセラーです。そういう方が担当できるということになっております。よって、充実させていくことができれば、こういうスクールカウンセラーに兼任をしてもらいながらこういうものも進めていけるということができるとかと思っております。

それから、2点目の仮想空間、メタバースの関係なのですけれども、小谷議員がおっしゃっていたように帯広で行われているのですけれども、実はこれ十勝教育局のほうからどうでしょうかというようなことでお話がそれぞれ各市町村にあって、各学校に調査をかけたのですけれども、不登校になっている親御さん、それからお子さんたち、この部分については希望がなかったということで、更別村教育委員会としては希望がありませんということでお伝えをしております。

あとは、もう一個ありましたっけ、すみません。

(「フリースクール」の声あり)

○教育長 すみません、フリースクールの部分です。フリースクールにつきましては、帯広を中心に、幕別、音更、芽室もできたと言っているのでしょうかね、帯広市を中心とした大きな市町村については設置をされているところではあります。

なのですが、この部分については更別村でというのはなかなか難しいところかなと思っております。ただ、地域の事業者の中ではやっぱり学校に行けない子どもたちのためにということで何か居場所になる部分を用意できればということで、学校に行けない子どもに積極的に声をかけてくださって、もしよかったらうちに来て何か体験したらはというようなことで声をかけてくださっている事業者の方もいらっしゃいます。大変ありがたいなというふうに思っております。

子どもたち不登校になってしまうと本当に苦しい思いをしていますし、そして親御さんも、それから家族も本当につらい状況になります。何らかの形でそのお子さんとか家族の方たちを少しでも心が軽くなるように救うと言ったら本当におこがましいのですが、何か寄り添っていくことができればというような思いは常に持っているところなのですが、そこにコミットしていけるのはやっぱりスクールカウンセラーが一番かなというふうに考えております。その部分をこれからしっかり充実をさせていければなというふうに思っております。本当に今や学校だけでは子どもの成長を支えていくというのは難しい時代になっています。学校がスクールカウンセラーなど外部との連携を推進して、更別の全ての子どもたちが未来を自分の力で開いて、そして小谷議員がおっしゃったように自分らしく生きていけるように教育委員会としてもしっかり支援していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番小谷議員 ありがとうございます。子どもの未来、将来を見据えてスクールカウンセラーの充実、そして支援で安心な材料となりますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議 長 この際、午後2時45分まで休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時45分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、尾立さん。

○4番尾立議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして村長に一般質問させていただきます。

くじ引民主主義という住民参加の方法があります。民意を形成していく方法として日本の内外、北海道では札幌市などで利用されています。この手法を更別村でも導入してはどうかと考えますが、村長のご意見をお伺いいたします。

熟議がされる中から政策形成があることで議会だけではフォローしにくい人々のダイレクトな意見や中間団体が関わっている中での政策フレームをつくる民意形成の可能性があるとこのメリットが認められ、具体的に採用されています。デジタル基盤を活用するとか、

今後のデジタル政策を組み立てる上で有効かと考えます。くじ引によって住民から年齢、性別などの構成が村民の全体に近づくように選ばれた委員会で政策等について検討を行い、答申を得て、それに基づいて政策を行うというようなものですが、導入について村長のお考えをお伺いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 尾立議員さんのくじ引方式による諮問委員会等の採用についてのご質問にお答えをいたします。

くじ引民主主義につきましては、無作為抽出の手法が行政の抱える課題を乗り越えるため新たな手段として注目を浴びています。札幌市では、気候変動対策をテーマに無作為抽出された市民による市民会議が設けられ、政策形成に活用されております。その他の自治体につきましても、市民参加型予算編成や住民投票の準備会など、様々な分野で導入が進んでおり、くじ引方式の検証が進んでおります。本村の諮問機関である夢大地さらべつ推進委員会におきましては、村内の主要な団体から推薦と一般公募により委員を選出しています。委員の皆様には総合的な総合計画づくりなど村づくりに重要な計画に関し、それぞれのお立場から意見をいただくことで政策の精度の質を高め、より実効性のある計画策定に努めているところであります。

尾立議員さんの提案にありますデジタル基盤を活用したデジタル政策の組立てについてですが、様々なメリットと課題があると考えております。現在本村のデジタル政策におきましては、目安箱やオンライン、紙媒体によるアンケート、地域のコミュニティの場を通じて住民の意見を収集し、政策形成の参考としております。これらの取組は、住民の声を身近な形で受け止める手段であり、今後も継続的に活用してまいりたいというふうに考えております。

一方で、より多様な層の声を公平に反映し、熟議を通じた合意形成を図るためには、住民参加型の市民会議の仕組みを加えることも有効であると考えます。従来の意見収集手法とくじ引民主主義のような新たな住民参加の仕組みを組み合わせることで導入されるシステムの質と納得性をさらに高めることが可能となると考えられます。また、デジタルを活用する場合、委員の抽出に当たっては住民基本台帳やマイナンバーと連携した無作為抽出により、年齢、性別、地域などのバランスを保った公平な市民構成が可能になります。また、オンライン会議や議論支援ツールを整備することで時間や場所にとらわれず、多様な住民が参加しやすくなります。ICTに不慣れな人へのサポート体制も重要です。さらに、AIによる議論の整理や政策決定後のフィードバック機能を通じて参加者の学びや地域への還元も促進されます。オープンデータ、公開されるデータやホームページ等の情報開示するツールを活用すれば、地域全体のまちづくりのリテラシー向上にもつながります。このように、くじ引民主主義とデジタル政策の融合は公平で持続可能な住民参加の仕組みとして地域の未来を支える大きな可能性を秘めております。

しかしながら、くじ引民主主義の導入に当たっては課題も多くあると考えます。まず、

制度設計の難しさが挙げられ、無作為抽出の方法や対象者の条件設定には慎重な配慮が必要であり、辞退者が多い場合には偏りが生じる可能性もあります。また、誰でも参加できると議論の質を保つことの両立も大きな課題であります。次に、参加者の負担と継続性の問題があります。仕事や家庭の事情から参加が難しいこともあり、参加率の確保が難しくなることがあります。参加を促すためには、報酬や学びの機会の提供、地域での役割づくりなどの工夫が求められます。さらに、行政内部の理解と体制整備も重要です。担当職員の理解やスキルが不十分だと制度が形骸化するおそれがあり、議論を支えるファシリテーター、専門家の確保も不可欠となります。意思決定プロセスとの整合をどう取るかも検討が必要であります。最後に、システム開発コストや運営に関わるコストとリソースの確保です。抽出や運営、ICT整備、講習などには一定の予算と人材が必要になります。

以上のように、くじ引民主主義の導入には制度設計や運営体制、財政確保など多くの課題が存在しますが、それらを一つ一つ丁寧に乗り越えることでより公平で多様な住民参加型の仕組みを実現することが可能となります。本村においても地域の実情に即した形での導入可能性を引き続き検討し、住民と共に築く持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 ご答弁ありがとうございました。くじ引方式による仮の諮問委員会の導入に向けての意義とか課題とか今後の方向性、本村での可能性、難しいところも含めましてご検討いただけるのだという方向のご答弁をいただきました。ありがとうございます。

質問いたしましたのには背景がありました。少し長くなりますが、ご紹介させていただきます。10月から商店街で販売促進のため利用されているスタンプのデジタルシステムが導入されましたが、住民の方から、例えばデジタルIDは取得したものの、デジタル政策全体に対してよく分からないという声をお聞きする機会が減りませんでした。11月8日に村民有志で開催しました講演会「動き出せ！くじ引民主主義」では、更別村にお住まいでご参加いただいた方から、更別スーパービレッジ構想について20名以上の方にお尋ねしましたけれども、分かりやすい説明はどなたからもいただけなかったとの発言がありました。その一方で、同じく講演会の議論にご参加いただいた政策現場の方からの声もありました。人々が無関心であると感じられるとのご意見でした。これらの表現を突き合わせいたしますと、無視している、無関心であるというよりも、分かりたいのによく分からないという住民のお気持ちと政策立案の現場に住民の意見が何か伝わりにくいコミュニケーションの仕組みがかみ合っていない状況が浮かび上がっているように思われます。しかも、更別村には帯広市にはある部局としての広報課が存在しているわけではなく、人員も割きにくい現状があるのではないのでしょうか。こういうくじ引民主主義という形をデジタルとの融合をして未来があると言っていたところは、もしかしたら今ざっと挙げさせていただきました村民の中にある、ある種の信頼が揺らぐような要素との関係で重要なスタートを

組み立てるきっかけにもなるかと思えます。

私は、これまで更別スーパービレッジ構想を対象とした質問を重ねてまいりましたが、最初の話の部分と並べていって、出口だけ後から知らされるような気がして納得がいかないというご意見などもお聞きしております。先日の議員懇談会の参加者の方からは、更別スーパービレッジ構想にどれだけお金を使って、4年かけてどこにつながっているのかとか、もっとカラオケとかキーワードとして上がってきているが、どこがデジタルなのかとか尋ねてほしい。以前に一般質問でお伺いした電動キックボードの設置が進んでいることについても、なぜ必要なのかもっと徹底して尋ねるべきであると大変厳しい、予算案認めたこととの関連で質問、ご意見を寄せられております。こういったところと考えられる中で、政策形成の透明性であるとか、住民の政策形成への参加を通じて進むフレームの構築というのとはとても重要な課題であるかと思えます。

ご答弁の中で住民が直接関わっていくことについての仕組みづくり、課題、難しさ、様々挙げていただきましたけれども、参画できる仕組みを見据えてご検討いただけるとのメッセージがあったように思われます。こういった部分、くじ引、例えばですけれども、方式による諮問委員会を冒頭に挙げていただきました総合計画を審議する夢大地さらべつ委員会へのくじ引型の諮問委員会を組み込むなどもあるのではないかというふうに考えたりいたします。繰り返しますけれども、最後の質問です。この部分です。総合計画を審議する夢大地さらべつ委員会へのくじ引型の仮諮問委員会を組み込むなど、この点についての村長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 3問目ないということですか。

○4番尾立議員 3問目ではなくて、質問今させていただいたのは最初に言って……

○村 長 まだ終わらないですよ。

○議 長 村長、とりあえずこれ2問目の質問ですので。

○村 長 回答します。

今尾立議員さんから提案いただきましたくじ引方式による諮問委員会の採用について、先ほど答弁でも述べたのですけれども、無作為抽出による住民参加の取組というのは政策形成の透明性を高めるということ、多様な意見を取り入れることで大変有効な手法であると思えます。振り返ってみますと、私も教員時代もそうですけれども、それに類似した授業形態を取ったこともありますし、公平に、いつも手挙げる子ばかりに当てるとということもあるのですけれども、そうではない場合に公平に意見としていろんな男の子、女の子から聴取するというようなことで、そういうはしりでもありますし、歴史的に見てもギリシヤのアテネが発点でありますから、直接民主主義、代表制ということで全員が集まって、小さなまちの場合はそこで代表者を選んだりする。でも、その代表者は、本当に誰でも彼でも選ぶのではなくて、それぞれの母体、集団の母体ということで年齢、階層、男女、いろんなところの部分全部含めてやってきたということで、これは決して今始まったこと

ではなくて、歴史的にも諸外国での実践例も勉強させてもらいました。いろんな場面で、気候変動の部分もそうですけれども、かなりの国が、特にヨーロッパはこのくじ引民主主義と言われるものは導入をしているということで、一定の限った政策であるというふうに考えておりますけれども、そういうふうな認識はしております。

一方、本村の現状を踏まえますと、例えば先ほど言った諮問ということでは夢大地ですよね、これについては推進委員会との役割分担、制度設計、運営体制、財政確保といった観点から、直ちに諮問委員会としてこのくじ引民主主義を導入するという点については現段階ではやっぱり慎重に対応すべきであるというふうに考えています。任意の募集をしているということもありますし、ただ議員ご指摘のように分かりたいのに分からないという住民の声、政策形成の過程に住民の意見が届きにくいという現状は我々行政にとっても真摯に受け止めなければいけない問題でありますし、改善すべき問題であるというふうに思います。だから、毎年やっておりますけれども、ウェルビーイングのアンケートを通じて、例えばデジタル化についてどういうふうな成果があったとか、どういうふうに感じていらっしゃいますかというのは取っているのですが、無関心層の定量的な把握を行った上で、柔軟な形での住民参加の仕組みとしてできれば村民会議みたいなものを設置していく、仮称ですよ。視野に入れた検討を進めていきたいなというようなことも考えています。この村民会議は、特定の政策テーマ、特に村のデジタル化に直結する分野に絞って無作為抽出の形で参加者を募り、ワークショップなどを通じて対話と熟議、いろんな議論を重ねるということで、住民の声を政策に反映させる場としてやればよいなというふうなことを思っています。また、ICTの活用や参加者の体制整備、議論の成果を地域全体に還元する広報等の仕組みにつきましても段階的に検討を進めていきたい。こうした取組を通じて住民の皆さんが自分事としてデジタル化、あるいは村づくりについて政策に関わるというような環境を整えて、地域の未来を共に築き上げていくというようなことから、実際に持続可能なまちづくりに向けて着実な前進を図っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 ありがとうございます。村民会議という言葉が含まれているご答弁をいただきました。デジタル化に絞っているということで、夢大地推進委員会に直ちに組立てに入れるというのは慎重にということではありますが、でも具体的な実際のところから検討してみようというふうに言っていただけたことはすごく大きな一歩というふうに希望とともに伺わせていただけたと思います。更別スーパービレッジ構想の出口の一つに住民参加の促進が図られるのはすばらしいことだと思っております。デジタル基盤を使って熟議、この熟議を地域で考えてみるということも含めまして、熟議へと仕組みをつくっていくというような入り口に村民会議を念頭に置いていただけているということ、とても期待したいところです。この後どうぞ必要に応じましてまたお話を、私がお伺いしたのは講演会の

講演者の大学の先生だったわけですがけれども、ファシリテーターの方なども含めましてブリッジをしましてつくるような、そういう契機を設けていただければと考えております。

○議長 長 西山村長。

○村長 構想の出口ですね、すなわち具体的な施策やサービスはどうするのだということで、実装段階について住民の意見やいろんな理解を得ながら進めていくこと、これは私も重要だというふうに思っていますし、それには特に構想の成果というものが住民の暮らしにどのように関わるのかを共有して、納得と共感を得るプロセスというのは本当に大変大切なことだと思っています。その上で、デジタル基盤を活用した住民参画の在り方については、まだ本当にきちっと検討していない状況でありますけれども、例えば自分自身の中ではテーマ別オンライン熟議セッションの開催というようなこととか、特にモビリティや医療分野、今からアプリを通じた予約が開始されますし、私としてはどんぐりスタンプ、今IDは1,400件です。スタンプの登録数が今900です。実際に使っている方700ということで、これはやっぱり広く知られてきているというのと、使い勝手はどうか分かりませんが、かなり浸透してきているのではないかとというようなことを思っていますので、その辺はちょっとご理解いただければありがたいなというふうに思います。

そういうふうなテーマを絞ってオンライン会議を、ツールを活用した、せっかくデジタル化が進んでおりますので、住民参加型の熟議を開催する、あるいは無作為と公募による抽出による融合というのですか、村民会議というものが設置できたら。これは、本当に事例見たら、最初は私はそんなばらばらにくじ引していいのかなと思いましたがけれども、実践例を読むと実際にそれを勉強するとこれかなり有効な手段になり得るということです。ただ、条件を整えなければいけないのです。だから、むげにそんなことはできませんというようなことを最初は言おうと思っていたのですがけれども、やっぱり考える価値はあるかなというようなことを思っていて、今勉強中、研究中でありますので、今あるような1,400の更別IDから無作為に抽出をする。ただ、無作為に抽出しても出てくるのを断られる方もおりますよね。では、その次に例えばモビリティ、医療、福祉、教育の関係で興味がある方どのぐらいいらっしゃいますかというような、札幌はその方式ですよ、3,000人かそのぐらい募集して、実際に来たのは600人かそのぐらいで、本当に来たのは100人ぐらい。それでも100人かな、数字ちょっと間違ったらごめんなさいですけれども、来てくれて、そこでいろいろ政策論議をしたと。

気候変動については、専門家の科学者に公平にお話をしてもらって、では今のお話を聞いて札幌の気候変動の対策についてどうしたらいいと思いますかという議論をするのです。それがいわゆるパブリックコメントというか、そういう札幌の方式なのです。私は、これはいいことだと思います。そして、決まったことは、それは政策になるかどうかはちょっと難しいのですが、実際に市長にこういう話がありましたよというようなことを上げていく。もちろん議会もあるわけですから、議会との整合性というか、やっぱり議会は住民の代表ですから、そののところもしっかりやっていかなければいけないというような、

併せていかなければいけないというようなところもありますし、そこは議会をないがしろにできないわけですよ。だから、そういうことを含めて今勉強していますけれども、そういう方向もあるのかなというようなことを淡く思っておりますけれども、決して手段としてはこれは悪い手段ではないというようなことは分かりました。

いろんなこと、デジタル目安箱とか、意見投稿プラットフォームの活用とかというのものあるのですけれども、やっぱり成果とか、いろんな形でこういう数字が見えてこなかったり、便利に実際には予約とか予防接種できるようになって、すごく簡単にできるようになっているというような声も聞くのです。だから、そういうものも両方取り上げて、まだ分からないよというような人もいますし、そういうような仕組みを双方向での仕組みをしっかりとつくっていくというのが大事だと思います。今から研究もさせていただきまして、くじ引民主主義の有効性についても検討しながら、自分自身の中ではちょっと研究させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○4番尾立議員 ありがとうございます。すてきな質問に対するご返答をいただきました。こちらで終わらせていただきたいと思います。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

#### ◎日程第6 議員の派遣の件

○議 長 日程第6、議員の派遣の件を議題といたします。

議員の派遣の件については、お手元に配布しましたとおり、村づくり懇談会に全議員を派遣いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布したとおり、村づくり懇談会に全議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎日程第7 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第7、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会から議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長から申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の所管調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。  
したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和7年第4回更別村議会定例会を閉会いたします。  
(午後 3時09分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年12月15日

更別村議会議長

同 議員

同 議員